

## 概要版

# 新たな感染症の危機に備える練馬区行動計画 (練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画)【令和7年度改定(素案)】

## 1 計画の目的等

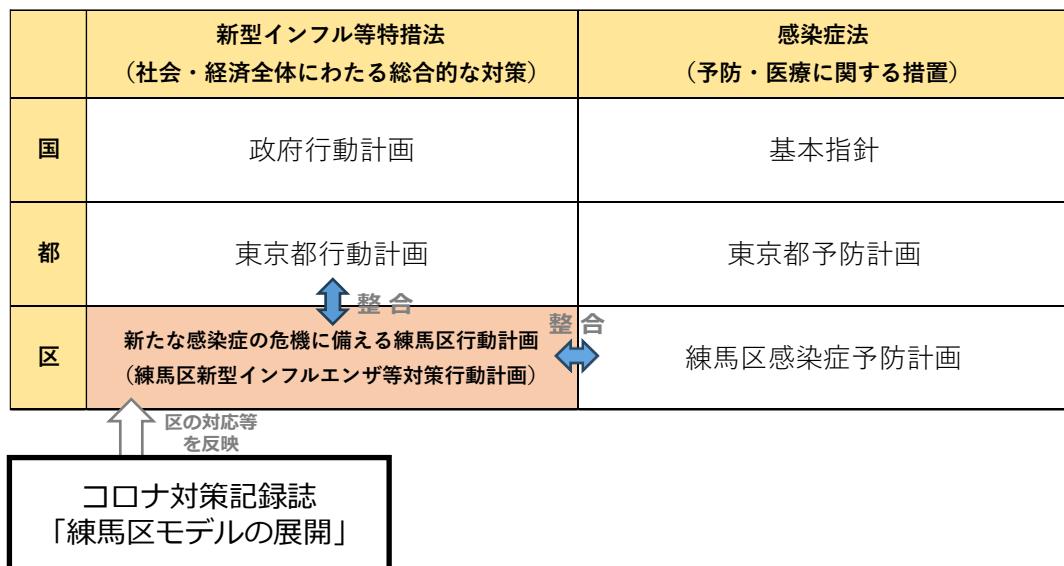
- 区は、コロナ禍において「感染拡大の防止と医療提供体制の充実」「区民・事業者の支援」「社会インフラの維持」の3分野で、全国に先駆けて様々な施策に取り組んだ
- ワクチン接種体制「練馬区モデル」の構築、生活相談コールセンターの設置、保育所や介護・障害者施設の運営支援などを実施
- 新型コロナ対応で得た知見、経験を活かし、今後、リスクの高い新たな感染症が発生した際に、迅速な対応ができるよう区の行動計画を改定
- 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（第8条）に基づき、全国的かつ急速にまん延し、かつ病状の程度が重篤（区民の生命および健康に重大な影響）になるおそれがあり、また、区民生活および区民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある、新たな感染症の危機に備え、区が実施する対策や行動（平時からの準備、発生時の対応等）をまとめたもの

《計画の目的》  
「感染拡大の抑制、区民の生命および健康の保護」  
「区民生活および区民経済に及ぼす影響の最小化」

### 改定の背景

令和6年7月 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定  
令和7年5月 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

### 《計画の体系》



## 2 改定の方向性等

- 新たな呼吸器感染症の発生も視野に入れ、中長期的に感染の波が複数回来る想定
- 状況の変化(検査や医療提供体制の整備、社会経済状況等)に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対応を切替え

### 2-1 発生段階の考え方

- 全体を3期（準備期・初動期・対応期）に分け、具体的な取組方針を記載

発生段階の考え方		
準備期	初動期	対応期
		封じ込め ⇒ 病原体の性状等に応じた対応 ⇒ ワクチン等による対応力の高まり ⇒ 基本的な感染症対策への移行

### 2-2 対策項目の拡充

- 対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化

これまで	改定後
<ul style="list-style-type: none"><li>① サーベイランス・情報収集</li><li>② 情報提供・共有</li><li>③ 区民相談</li><li>④ 感染拡大防止</li><li>⑤ 予防接種</li><li>⑥ 医療</li><li>⑦ 区民生活および経済活動の安定の確保</li><li>⑧ 都市機能の維持</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 実施体制</li><li>② 情報収集・分析</li><li>③ サーベイランス</li><li>④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</li><li>⑤ 水際対策</li><li>⑥ まん延防止</li><li>⑦ ワクチン</li><li>⑧ 医療</li><li>⑨ 治療薬・治療法</li><li>⑩ 検査</li><li>⑪ 保健</li><li>⑫ 物資</li><li>⑬ 区民生活および区民経済の安定の確保</li></ul>

### 2-3 区の新型コロナ対策における対応事例等を記載

- 対策項目ごとの取組方針等に、実際の対応事例等を記載

記載する区の対応事例等	
医療分野	: 「ワクチン接種体制練馬区モデルの構築」「PCR検査体制の整備」「自宅療養者への医療的支援（3つの柱）①かかりつけ医等による自宅療養者への健康観察、②症状が悪化した際の在宅療養支援、③練馬区酸素・医療提供ステーションの開設」
社会経済分野	: 「区民（生活困窮者・ひとり親世帯）への支援」「中小企業・商店街等事業者等への支援」「社会インフラ（保育所等）の確保」

## 《計画の構成》

## 第1部 基本的な考え方

- 第1章 計画の基本的な考え方
- 第2章 対策の目的等
- 第3章 発生段階等の考え方
- 第4章 対策項目

## 第2部 各対策項目の考え方および取組

- 第1章 実施体制
- 第2章 情報収集・分析
- 第3章 サーバイランス
- 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 第5章 水際対策
- 第6章 まん延防止
- 第7章 ワクチン
- 第8章 医療
- 第9章 治療薬・治療法
- 第10章 検査
- 第11章 保健
- 第12章 物資
- 第13章 区民生活および区民経済の安定の確保

※ 第2部は各章で「準備期・初動期・対応期」ごとに対策等を記載

## 第3部 区の危機管理体制

## 《主な修正内容》

## 第2部 第7章 ワクチン

## 住民接種のあり方等について、ワクチン接種体制「練馬区モデル」の取組を踏まえ修正

- これまでの計画では、「住民接種は、区が実施主体として原則として集団接種」
  - ➡ 改定後の計画では、「国や都、医療機関、地域関係団体等と連携し、感染症の特徴等を踏まえ、全区民が速やかに接種を受けられる接種体制を柔軟に構築」
  - ➡ 「国や都によるワクチンの供給・流通」「地域関係者への協力要請」「医療従事者の確保」など、ワクチン接種体制の構築を進めるうえで必要となる取組等を明記

## 《区のコロナ対応：ワクチン接種体制「練馬区モデル」の構築》

- 国と連携し、練馬区医師会の協力を得て、診療所における個別接種と集団接種を組み合わせたベストミックスによるワクチン接種体制「練馬区モデル」を構築
- 厚生労働省が先進事例として全国に紹介し、ワクチン接種体制「練馬区モデル」は全国標準の接種体制となり、我が国の接種促進に大きく寄与

## 第2部 第8章 医療・第10章 検査

## コロナ対応で課題となった「医療提供体制（入院調整等）」「検査体制」の確保等を記載

- コロナ禍においては「入院調整」で都の広域対応が追いつかなくなり、区保健所の調整が必要となった
- また、感染拡大防止のために「検査体制」の整備が重要
  - ➡ 新たな感染症発生時には、都が各区の状況を踏まえ、広域的に「入院調整」を行い、保健所が行う積極的疫学調査等の業務がひっ迫しないよう、都区の医療提供体制の整備における役割等を明記
  - ➡ また、平時から東京都感染症対策連携協議会等を通じて、都区、医療機関、高齢者施設など関係者間の連携強化を推進
  - ➡ 「検査体制」について、新たに章を設け、「健康安全研究センター・感染症指定医療機関・都との協定医療機関」等での検査を基本とし、「区が、必要に応じて医師会と協議のうえ、独自のPCR検査検体採取センターを設置」などの対応等を記載

## 第2部 第13章 区民生活および区民経済の安定の確保

## 区がコロナ禍で行った「区民・事業者の支援」「社会インフラの維持」等を踏まえ記載を充実

- これまでの計画では、支援等について基本的な考え方のみの記載
  - ➡ 社会経済に大きな影響を及ぼす感染症が発生した際に、区が迅速な支援を実施できるよう、具体的な事例を記載

## 《区のコロナ対応：「区民・事業者の支援」「社会インフラの維持」事業》

- 「事業者への区独自の特別貸付」「商店街支援（プレミアム付商品券、キャッシュレスポイント事業等）」「コールセンター等相談体制の強化」「生活再建支援給付金、ひとり親世帯等への区独自の給付金」「保育所等の原則開園堅持」「保育、介護、障害福祉サービス従事者への特別給付金・奨励金の支給」